

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ大崎田尻店
大崎市田尻町尻10番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 廃棄物について
廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、ごみ等の廃棄物の処理を適正に行うこと。
 - (2) 騒音について
環境基準の遵守と公害等の発生防止に努めること。特に造成工事の際は、建設機械の稼働や運搬車両の走行による騒音・振動の軽減に努め、周辺地域の住民の生活環境が損なわれることのないよう十分に配慮すること。
 - (3) その他
対象行為にあたっては、大崎市景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく届出が必要となる可能性があるため、事前確認を行うこと。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所
- 6 縦覧期間
令和7年2月14日から令和7年3月14日まで（ただし、閉庁日を除く。）